

# 荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 10 月

 荒 川 区



# 目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施上の留意点	8
第2章 国、都、区等の役割	9
1 基本的な責務	9
2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制	11
第3章 対策の基本項目	16
1 サーベイランス・情報収集	16
2 情報提供・共有	16
3 区民相談	18
4 感染拡大防止	19
5 予防接種	22
6 医療	24
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	25
8 都市機能の維持	26
<緊急事態宣言時の措置>	30
第4章 各段階における対策	36
1 未発生期	36
(1) サーベイランス・情報収集	36
(2) 情報提供・共有	36
(3) 区民相談	37
(4) 感染拡大防止	37
(5) 予防接種	37
(6) 医療	37
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	38
(8) 都市機能の維持	38

2	海外発生期	40
(1)	サーベイランス・情報収集	40
(2)	情報提供・共有	41
(3)	区民相談	41
(4)	感染拡大防止	41
(5)	予防接種	42
(6)	医療	43
(7)	区民生活及び経済活動の安定の確保	43
(8)	都市機能の維持	43
3	国内発生早期	44
(1)	サーベイランス・情報収集	44
(2)	情報提供・共有	44
(3)	区民相談	45
(4)	感染拡大防止	45
(5)	予防接種	45
(6)	医療	45
(7)	区民生活及び経済活動の安定の確保	46
(8)	都市機能の維持	46
4	都内発生早期	47
(1)	サーベイランス・情報収集	47
(2)	情報提供・共有	47
(3)	区民相談	48
(4)	感染拡大防止	48
(5)	予防接種	49
(6)	医療	49
(7)	区民生活及び経済活動の安定の確保	50
(8)	都市機能の維持	50
5	都内感染期	51
(1)	サーベイランス・情報収集	52
(2)	情報提供・共有	52
(3)	区民相談	52
(4)	感染拡大防止	53
(5)	予防接種	53
(6)	医療	53
(7)	区民生活及び経済活動の安定の確保	54

(8) 都市機能の維持	5 5
6 小康期	5 6
(1) サーベイランス・情報収集	5 6
(2) 情報提供・共有	5 6
(3) 区民相談	5 7
(4) 感染拡大防止	5 7
(5) 予防接種	5 7
(6) 医療	5 7
(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保	5 7
(8) 都市機能の維持	5 7



# はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

## 2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は、1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

### 3 荒川区の行動計画の策定

荒川区（以下「区」という。）では、国や東京都の行動計画を踏まえ、平成18年12月に「荒川区新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成20年7月に「荒川区新型インフルエンザ対応マニュアル」、平成22年12月に「荒川区新型インフルエンザ事業継続行動計画」（平成24年2月改訂）を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、平成25年6月に国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定され、平成25年11月に東京都では「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「東京都行動計画」という。）が策定されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第8条に基づき、新たな行動計画の策定を行うものである。

本行動計画は、特措法に基づき、区の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び区が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

## 第 1 章 基本的な方針

### 1 計画の基本的考え方

#### ( 1 ) 根拠

本行動計画は、特措法第 8 条の規定に基づき策定する計画である。

#### ( 2 ) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

#### ( 3 ) 計画の基本的考え方

本行動計画は、政府行動計画と東京都行動計画に基づき、区における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や区が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、区、医療機関等、事業者及び区民の役割を示し、区や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、区の特徴と想定される状況を踏まえ、社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

#### ( 4 ) 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

#### ( 5 ) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等や政府行動計画及び東京都行動計画が改定された場合等必要に応じて、適時適切に行うものとする。

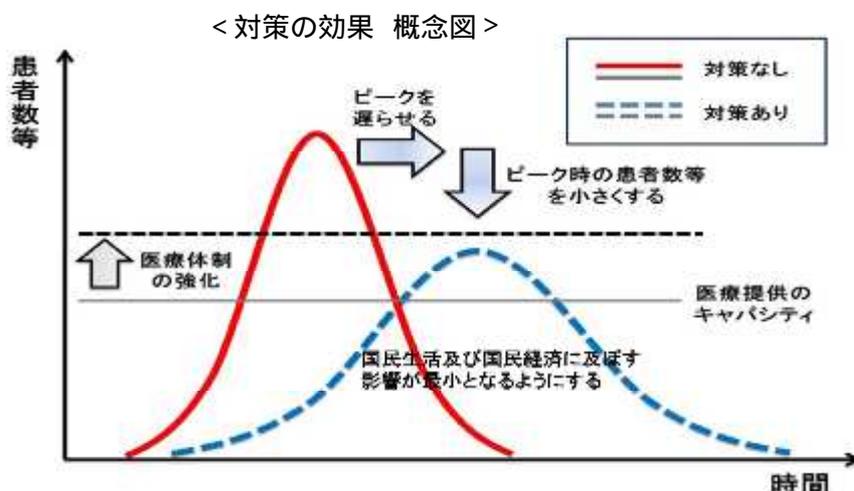
## 2 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
- (2) 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

### 3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、東京都行動計画を参考に、区民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

#### < 流行規模・被害想定 >

		荒川区	東京都
1	罹患割合	区民の約30%が罹患	都民の約30%が罹患
2	患者数	62,000人	3,785,000人
3	健康被害		
	(1) 流行予測による被害		
	外来受診者数	62,000人	3,785,000人
	入院患者数	4,820人	291,200人
	死亡者数	230人	14,100人
	(インフルエンザ関連死亡者数)		
	(2) 流行予測のピーク時の被害		
	1日新規外来患者数	820人	49,300人
	1日最大患者数	6,180人	373,200人
	1日新規入院患者数	60人	3,800人
	1日最大必要病床数	440床	26,500床

#### インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

健康被害については、り患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等は、考慮していない。

新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

## 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、東京都行動計画で定める未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期の 6 区分とする。

東京都行動計画の発生段階の移行については、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：知事）が決定する。

なお、政府対策本部が都内を対象に特措法第 3 2 条に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、都対策本部が、緊急事態宣言下で実施する措置を決定するので、区は都と連携し対策を実施する。

### < 新型インフルエンザ等の発生段階 >

荒川区	東京都	東京都基準		都知事と区長の対応	国の分類	
未発生期	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態。			未発生期	
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態。			海外発生期	
国内発生早期	国内発生早期	国内で患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態			国内発生早期	
都内発生早期	都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		知事の「発生宣言」 区長の「発生宣言」	国内感染期	
都内感染期	都内感染期	<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<医療体制> 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態		知事の「流行警戒宣言」
		第二ステージ (院内体制の強化)		流行注意発令レベル（10人/定点）を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態		<政府緊急事態宣言> 知事の「緊急事態宣言」
		第三ステージ (緊急体制)		流行警報発令レベル（30人/定点）を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態		
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		知事の「終息宣言」 区長の「終息宣言」	小康期	

## 5 対策実施上の留意点

国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、区内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

### （１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、都が行う医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、区民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、区民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### （２）危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

### （３）関係機関相互の連携・協力の確保

区対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。必要に応じて、荒川区新型インフルエンザ等対策本部長（以下「区対策本部長」という）から東京都新型インフルエンザ等対策本部長（以下「都対策本部長」という。）に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### （４）記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、区対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 第 2 章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関・薬局、事業者、区民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第 28 条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

#### (2) 東京都

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑

制など東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

( 3 ) 荒川区

平常時には、荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）を策定し、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や要援護者の支援など、区行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

( 4 ) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

( 5 ) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

( 6 ) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は区民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

( 7 ) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

( 8 ) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診方法等を守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

平常時から、全庁的な情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

発生時の体制は、特措法により政府対策本部が設置されたときは、都においても対策本部を設置することとされた。政府対策本部及び都対策本部が設置された場合、区は、その危機にあたって、特措法に基づかない任意の区対策本部を設置する。なお、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が国から発せられた場合は、区は任意で設置した対策本部を、特措法に基づく区対策本部と位置付けて対策の推進を行う。

このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年荒川区条例第 5 号）及び荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成 25 年荒川区規則第 35 号）の制定により、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、区対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、区対策本部長が必要と認める場合には、都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請する。

なお、政府対策本部が設置されない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合など、必要に応じて、「危機管理対策会議」を開催し、情報の共有をするとともに、関係部に対し必要な対策を講じるよう要請する。

( 1 ) 区対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副区長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、荒川区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則第 3 条に定めるものをもって充てる。なお、本部長は必要があると認めるときは、区職員のうちから本部員を任命することができる。

イ 区対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。



( 2 ) 区対策本部各部の分掌事務

部の名称	分 掌
新型インフルエンザ等対策 総務企画部	1 国、東京都及びその他関係機関との協議、交渉、要請等の統括に関する事。 2 本部会議の設置及び運営に関する事。 3 関係機関との連絡に関する事。 4 各部の連絡調整に関する事。 5 広報等の情報提供に関する事。 6 車両等の輸送機関の調達に関する事。 7 財務に関する事。 8 情報の収集、伝達及び処理に関する事。 9 広報に関する事。 10 報道機関対応に関する事。 11 相談体制の調整及び統括に関する事。 12 住民からの問合せの対応及び要望の取りまとめに関する事。 13 前号に掲げるもののほか、他の部に属しないこと。 14 その他総務企画部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策 管理部	1 庁舎の管理に関する事（北庁舎を除く。） 2 区職員の感染予防、サービス及びり患状況に関する事。 3 緊急の新型インフルエンザ等対策物品の契約に関する事。 4 情報システムの管理及び運営に関する事。 5 その他管理部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策 区民生活部	1 区民生活部に関連する地域団体、関係団体等の連絡調整に関する事。 2 戸籍等の届出窓口の確保に関する事。 3 ライフライン情報の収集に関する事。 4 東京都総務局総合防災部との情報連絡に関する事。 5 警察、消防及びその他の関係機関との連絡調整に関する事。 6 備蓄物資の搬送及び配分に関する事。 7 遺体の収容及び埋火葬に関する事。 8 その他区民生活部の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策 地域文化スポーツ部	1 文化、スポーツ施設等における感染予防に関する事。 2 その他地域文化スポーツ部の所管に関する事。

部の名称	分 掌
新型インフルエンザ等対策 産業経済部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の事業活動の自粛等に関する事。</li> <li>2 その他産業経済部の所管に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等対策 環境清掃部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみの排出抑制に関する事。</li> <li>2 ごみの収集に関する事。</li> <li>3 その他環境清掃部の所管に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等対策 福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設利用者の感染状況の把握に関する事。</li> <li>2 福祉施設の感染予防に関する事。</li> <li>3 在宅の高齢者、障害者等の支援に関する事。</li> <li>4 応援職員の調整に関する事。</li> <li>5 福祉部に関連する地域団体、関係団体等の連絡調整に関する事。</li> <li>6 その他福祉部の所管に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等対策 健康部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握に関する事。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の感染予防等の広報に関する事。</li> <li>3 区医師会その他の医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 医薬品、医療器具及び防疫資器材の整備、調達及び補給の要請に関する事。</li> <li>5 食品衛生、環境衛生及び薬事衛生の監視並びに感染症の予防に関する事。</li> <li>6 区民、医療機関等からの相談に関する事（新型インフルエンザ相談センター等の設置）。</li> <li>7 感染症法（積極的疫学調査等）に関する事。</li> <li>8 抗インフルエンザ薬に関する事。</li> <li>9 新型インフルエンザワクチンに関する事。</li> <li>10 患者移送に関する事。</li> <li>11 東京都への報告、調査、検査依頼等に関する事。</li> <li>12 保健医療に係る国、都等との連絡調整に関する事。</li> <li>13 その他健康部の所管に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等対策 子育て支援部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区立保育園、私立保育園、私立幼稚園及び母子生活支援施設等における感染予防に関する事。</li> <li>2 区立保育園、私立保育園、私立幼稚園及び母子生活支援施設等における感染状況の把握に関する事。</li> <li>3 その他子育て支援部の所管に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等対策 防災都市づくり部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北庁舎の管理に関する事。</li> <li>2 他部の応援に関する事。</li> <li>3 その他防災都市づくり部の所管に関する事。</li> </ol>
新型インフルエンザ等対策 会計管理部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策に必要な現金及び物品の出納に関する事。</li> <li>2 その他会計管理部の所管に関する事。</li> </ol>

部の名称	分 掌
新型インフルエンザ等対策 教育委員会事務局	1 区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の感染予防に関する事。 2 区立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の園児、児童及び生徒の感染状況の把握に関する事。 3 教育施設における感染予防に関する事。 4 その他教育委員会事務局の所管に関する事。
新型インフルエンザ等対策 選挙管理委員会事務局	1 他部の応援に関する事。
新型インフルエンザ等対策 監査事務局	1 他部の応援に関する事。
新型インフルエンザ等対策 区議会事務局	1 議会との連絡調整に関する事。 2 他部の応援に関する事。

## 第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する」及び「区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)区民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)区民生活及び経済活動の安定の確保、(8)都市機能の維持の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

### 1 サーベイランス・情報収集【対策総務企画部、対策健康部】

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行い、都においては、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施しその結果を評価する。そのためには、区は、都と連携してサーベイランス体制を確立し情報を速やかに収集・分析することが重要である。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り患者の臨床像等の特徴を把握するために、積極的な情報収集・情報分析を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

(参考)サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況(患者及び病原体)やその状況からの動向予測(感染症サーベイランス)が行われている。

### 2 情報提供・共有【対策総務企画部、対策健康部、対策関係各部】

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区、医療機関等、事業者及び区民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、各発生段階において、正確で迅速な情報提供及びコミュニケーションが重要である。

#### (1) 情報提供手段の確保

区民については、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、高齢者、障がい者、外国人等にも配慮し、インターネット等の多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速にきめ細かく情報提供を行う。

(2) 区民・事業者等

ア 平常時の普及啓発

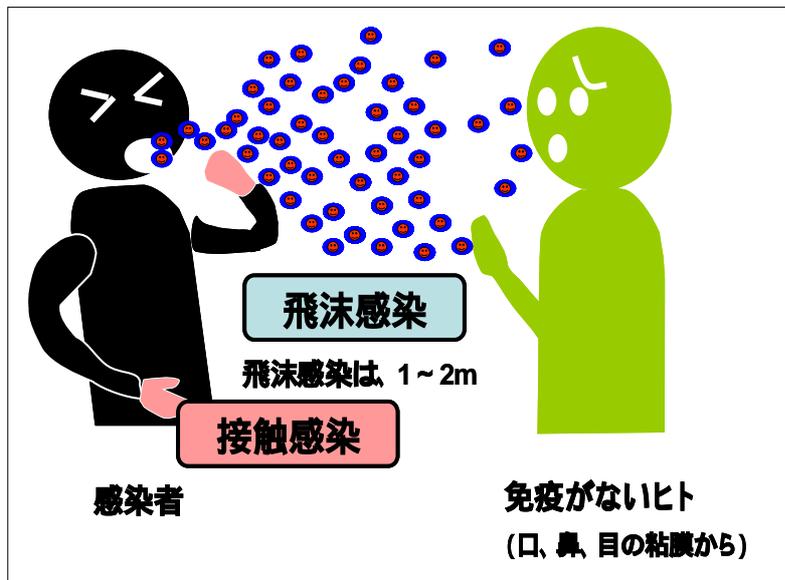
未発生期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、区民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等には誰もが、り患する可能性があり患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ等により新型インフルエンザの感染予防策を周知し発生した場合は、都や区からの情報に従って医療機関を受診するなど感染拡大防止策の普及啓発を図る。

< 感染予防策 >

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（\*1）」と「接触感染（\*2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



( \* 1 ) 飛沫感染 :

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

( \* 2 ) 接触感染 :

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

イ 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、区内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、報道機関の協力や区報、ホームページ等への掲載により、迅速に情報提供する。

また、発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて、区民や事業者等に予防策の徹底などと呼び掛ける。

区に在住又は滞在する外国人に対しては、ホームページの活用や関係団体の協力を得て、情報提供する。

また、高齢者や障がい者等に対しては、関係機関などの協力を得てきめ細かく情報提供する。

ウ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害が起きないように留意する。

公衆衛生上必要な情報については公表していくが、公表する範囲については、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）における個人情報の公表範囲を基本とする。

新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

（3）医療機関等の関係機関

平常時から、感染症地域医療体制ブロック協議会（\*1）等を活用して情報の共有を図るとともに、感染症指定医療機関（\*2）や感染症診療協力医療機関（\*3）との緊急時情報連絡体制を構築する。

また、医療機関等の関係機関とは、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって相互に連携協力する必要があることから、平常時から情報の共有を図り、発生時には速やかに連携が取れるよう準備を進める。

\*1 感染症地域医療体制ブロック協議会

感染症指定医療機関、感染症診療協力医療機関等を中心とした医療連携体制の確保・連携を推進するため、都内を感染症指定医療機関ごとのブロックに分け、設置した協議会。荒川区は、区中央部・区東北部ブロック

\*2 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関（10医療機関（平成25年8月現在））

\*3 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）（82医療機関（平成25年8月現在））

3 区民相談【対策健康部、対策関係各部】

（1）健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、区民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センター（以下「相談センター」という。）を設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対

応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う。夜間・休日においては、都が提供する場所において保健所共同の相談センターを運営し、24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。

流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

## (2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の臨時休業をはじめ、区民等に対し、集会等の自粛を呼び掛ける。緊急事態宣言がされた場合は、都が施設の使用制限等を要請、指示する。

区の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、休館など、病原性に応じて対応するとともに、イベントや講習会等について、実施方法の変更や延期又は中止する。

また、新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、ホームページに情報を掲載するなど利用者への周知を図る。

さらに、各部に寄せられた区民からの相談や情報を、区対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

## 4 感染拡大防止【対策健康部、対策関係各部】

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることを目的に、区民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせ、発生段階毎に実施する。

都内で発生した場合には、早い段階で区の集客施設及び区が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、区の関連団体にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った時は、都知事は特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示することとなるため、区においても積極的に周知する。

(1) 個人対策

個人における対策については、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう促す。

患者発生早期には、保健所は、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けさせるとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(2) 学校等における対応

ア 区立学校等

発生時には、都の都立学校における対応を踏まえ、学校医や保健所との連携のもと次の通り感染拡大防止策を講じる。

新型インフルエンザ等の疑いまたはり患していると診断された幼児、児童、生徒への対応については、保健所の指示により病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、幼児、児童、生徒へのマスクの着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、幼児、児童、生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）等の措置を講じる。

同じ地域や地域内での学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに感染が拡大し流行した場合は、感染症の発生状況や医療体制を勘案し必要に応じて、全ての区立学校等の閉鎖について検討する。

イ 私立学校等

都は、各学校設置者に対して、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児、児童、生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

また、患者との接触者が関係する地域の学校について、まん延のおそれがある場合には、臨時休業を行うよう各学校の設置者等に対して要請する。

さらに、感染が拡大し都内で流行した場合、感染症の発生状況や医療体制等を勘案し必要に応じて、臨時休業の検討について要請する。

区は、都の対応を踏まえ、感染拡大防止の注意喚起を行うなど適切に必要な対策を講じる。

ウ 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう依頼する。

(3) 都による施設の使用および催物の開催制限等の要請の周知

ア 事業者

事業者に対して従業員の感染防止策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼びかけ、施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から都と連携して、区民や事業者へこれらの発生時における感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。

さらに区は、政府が緊急事態宣言を行ったときは特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業所に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることを区民に周知する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生状況や病原性について判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供する。国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い区民や事業者に対し、さまざまな個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態宣言がされた場合の最も強い感染拡大防止策として、都が施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

イ 区への対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、区自らが率先して休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう工夫する。さらに、郵便等を積極的に活用し対面機会を減らすよう努める。

また、区の関連団体、委託業者に対しても積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

## 5 予防接種【対策健康部】

### (1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### (2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

### (3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなる。

区は、原則として集団的接種により接種を実施する。区は国、都、医師会等の協力を得ながら接種が円滑に行えるよう体制の構築を図る。

特定接種または緊急事態宣言時における住民接種を行うために必要があると認めるときは、都に対し医療関係者に対して必要な協力の要請または指示を行うよう、求めることができる。

また、住民接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、都に対し物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。

住民接種は次の4つの群に分類されており、接種順位は、政府対策本部が決定する。

医学的ハイリスク者として呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）

成人・若年者

高齢者（65歳以上）は、ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる。

< 住民接種の体制 >

緊急事態宣言	あり	なし
特措法上の位置付け	第46条	なし
予防接種法上の位置付け	第6条第1項	第6条第3項
接種の名称	臨時接種	新臨時接種
対象者	全区民	
接種の努力義務	あり	なし
接種費用の自己負担	なし	あり
健康被害の救済措置	あり	
実施方法	原則として集団的接種	

## 6 医療【対策健康部】

### (1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、区民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備を行う必要がある。

### (2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等により患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

新型インフルエンザ発生時には、相談センターから振り分けられた新型インフルエンザのり患が疑われる患者を、都があらかじめ指定する新型インフルエンザ専門外来（以下「専門外来」という。）で診察する。専門外来で採取した患者の検体は保健所が東京都健康安全研究センターに運びウイルス検査が行われる。検査結果は、保健所を通して専門外来に伝えられる。専門外来は、診察から検査結果が判明するまでの経過観察を行う。

保健所は、新型インフルエンザ等患者について、重症度にかかわらず感染症指定医療機関への入院勧告を行う。ウイルス検査の結果が陰性であった患者については専門外来において、重症度によって入院又は自宅療養の判断を行う。

なお、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者が、相談センターを介さずに、直接、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関等においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者に対し医療の提供を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関等における院内感染防止対策を検討しておく。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。区は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について区民をはじめ関係機関に周知する。

発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来		新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施) 陽性(+)      陰性(-)			すべての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院		感染症指定 医療機関	一般医療機関への 入院または自宅療養	・小児、重症患者受入 可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出 ・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用				

\* 都が備蓄医薬品の放出を行う

(3) 東京都による医療等の実施の要請等

知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第31条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができる。ただし、当該要請等を行うに当たっては、有識者等の意見を聴取する等、慎重に判断する。

また、当該要請等を行う場合は、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることとする。

(4) 東京都が開設する臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条に基づき、都が臨時に開設する医療施設において医療を提供する。

7 区民生活及び経済活動の安定の確保【対策区民生活部、対策福祉部、対策産業経済部、対策関係各部】

新型インフルエンザは各地域での流行が約8週間程度続くと言われてるように、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの区民がり患し、また、本人のり患や家族のり患等により、区民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に、区民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、区、都、医療機関等、事業者及び区民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 要援護者への支援

高齢者施設等の福祉施設(入所施設)の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼びかけるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により感染拡大の防

止に努めるよう依頼する。また在宅の高齢者、障がい者の食料・生活必需品の調達について状況に即し、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力依頼をする。

(2) 生活必需品の確保

社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、国・都が製造・販売・流通などの業界団体等を通じて、安定供給を要請する。区は、食料・生活関連物資等の価格が高騰しないよう区民に消費者としての適切な行動をとるとともに買占めを行わないよう呼び掛ける。

(3) ごみの排出抑制

平常時のごみ処理の維持が困難な場合には、区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を求める。

(4) 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、区条例に基づく申請期限等においても、必要に応じて同様の措置を実施する。

(5) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、備蓄している遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

区で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、都が特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とし、迅速に埋火葬を行う。

8 都市機能の維持【対策総務企画部、対策管理部、対策区民生活部】

新型インフルエンザ等の発生時には、平常時の事業活動を完全に維持することは困難になるが、区民生活や事業活動を支える機能は維持しなければならない。このため、

上下水道や電気、ガス、通信などのライフライン事業者は、ライフラインの機能維持業務に従業員を集中し業務を継続することが重要である。

また、感染拡大防止に留意しながら公共交通機能を確保するとともに、警察・消防機能を維持し、区民の安全かつ安心な生活を確保することが重要である。

(1) ライフライン機能の維持

上下水道、地下鉄・バス、港湾などライフライン機能は、都民生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っているため、その機能を維持することを都に要請する。

(2) 区民の安全・安心の確保

区は、警視庁及び東京消防庁等とともに、地域住民と連携し、防犯・防災活動の取組みを強化する。

(3) 区政機能の維持

ア 業務の区分

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、区の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、区民の生命を守るとともに区民生活に不可欠な機能を維持するために必要な業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

< 業務区分 >

業務区分		業務内容
通常業務	A 新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務</li> <li>・危機管理体制上必要となる業務</li> </ul>
	B 継続業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生命を守るための業務</li> <li>・住民生活の維持に係る業務</li> <li>・休止すると重大な法令違反となる業務</li> </ul>
	C 縮小業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続・休止以外の業務</li> <li>・対面業務等を工夫して実施する業務</li> </ul>
	D 休止業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の人が集まる施設や業務</li> <li>・その他、緊急性を要しない業務</li> </ul>

職員 100% (左側)

職員 60% (右側)

イ 事業継続

本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、業務継続計画（BCP）や対応マニュアルを策定し、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

(4) 区の庁舎での感染拡大防止策

庁舎で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法の変更や庁舎出入口等の制限等を行い、感染拡大防止を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際はホームページをはじめとした周知を徹底し、区民や事業者に協力を依頼する。

また、区政の業務を継続していくためには、業務に必要な区職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

庁舎内での感染拡大を防止するため、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示する。

区内で感染が拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要がある場合には、次の措置を講じる。

< 庁舎内での感染拡大防止 >

事 項	実 施 方 法 等
各種届出・申請等	・ 電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・ 緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
区職員・委託業者等の入庁時の対応	・ 職員は、自宅で検温して出勤する ・ 発熱や咳等のインフルエンザの症状がある職員の出勤自粛を徹底
来庁者への対応	・ 感染拡大防止のため、必要に応じ庁舎出入口を制限 ・ 区職員と来庁者の動線を分け、パーティションで区切られた面談室の設置などによる申請・相談の集中受付等により、来庁者の執務室への入室を制限 ・ 発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の着用	・ 不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェイスシールドを使用
配送業者への対応	・ 配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の臨時変更	・ 職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

( 5 ) 職員の健康管理

区職員は、手洗いの徹底など感染予防策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

## 緊急事態宣言時の措置

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言（＊１）を行ったときは、国の基本的対処方針（＊２）及び都行動計画及び本行動計画に基づき、必要に応じ、都対策本部等の協力を得ながら、以下の措置を講じる。

区は、直ちに特措法に基づく対策本部を設置する。

政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を行ったときは、新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、区において、その全部または大部分の事務が行えなくなった場合には、都に特措法第３８条に基づく事務の代行を要請する。

また、区が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために、必要があると認める場合には、都に特措法第４０条に基づく応援を要請する。加えて、緊急事態宣言時の措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第３９条に基づく他の区市町村に対する応援の要求の規定の活用を検討する。

なお、政府が都内を対象区域とする緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、緊急事態宣言時の措置を縮小・中止する。

＊ １ 緊急事態宣言（特措法第３２条）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はおそれがあると認めるときに、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。

＊ ２ 基本的対処方針（特措法第１８条）

政府対策本部が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ、政府行動計画のうちから対策を選択し決定する。

### １ 東京都が実施する感染拡大防止対策

#### （１）緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

都は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成２５年政令第１２２号。以下「政令」という。）第１１条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第２４条及び第４５条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。その決定を受けて区は、区民、関係機関等へ広く周知を図る。

区分１施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

特措法第４５条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

ア 学校（ウに掲げるものを除く。）

イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

区分2 施設 社会生活を維持する上で必要な施設

特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

（病院、食料品店（百貨店の食品売り場を含む。）ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等）

区分3 施設 運用上柔軟に対応すべき施設

特措法第24条に基づき、できる限り使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

（ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1000㎡を超えるもの）

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であって、1000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

（2）措置の内容

知事は、施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、発生時に国が策定する基本的対処方針、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑み、適時適切に選択し、要請する。

施設の使用の停止（特措法第45条）

感染防止のための入場者の整理（政令第12条）

発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）

手指の消毒設備の設置（政令第12条）

施設の消毒（政令第12条）

マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）  
その他厚生労働大臣が公示するもの

（3）施設及び催物の使用制限等をする際の都の意思決定手続等

知事は、特措法第45条に基づき必要最小限の措置を行う場合には、あらかじめ感染症及び法律の専門家、事業者団体等の意見を聴いた上で、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みながら、迅速に決定する。

都民の外出自粛

特措法第45条に基づき、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック単位等）とする。

区分1施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

特措法第45条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護及び都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

区分3施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

特措法第24条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第24条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2 予防接種【対策健康部】

区は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種を実施する。

3 医療【対策健康部】

医療機関等、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（

地方) 公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

都は、区及び国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療提供体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。

臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

#### 4 区民生活及び経済活動の安定の確保【対策総務企画部、対策区民生活部、対策産業経済部、対策福祉部、対策関係各部】

指定(地方) 公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

また、登録事業者は、医療の提供並びに区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

##### (1) 電気、ガス及び水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方) 公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

水道事業者である都は、それぞれ行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

##### (2) 運送・通信の確保

運送事業者である指定(地方) 公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。

電気通信事業者である指定(地方) 公共機関は、それぞれ業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。

##### (3) サービス水準に係る区民への呼び掛け

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、区民に対し、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

( 4 ) 緊急物資の運送等

緊急の必要がある場合には、都は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

また、緊急の必要がある場合には、都は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、都は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

( 5 ) 生活関連物資等の価格の安定等

区は、都と連携して、区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視するとともに、都は必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や都が実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努める。

( 6 ) 東京都が行う物資の売渡しの要請等

都は、医薬品、食料、燃料など新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な特定物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。

なお、都は、新型インフルエンザ等緊急事態により当該特定物資等が使用不能となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

また、都は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、都内の事業者に対し特定物資の保管を命じる。

( 7 ) 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

区は、在宅の高齢者、障がい者等の要配慮者への見守り等の生活支援、搬送、死亡時の対応等を地域の関連団体等の協力を得ながら実施する。

( 8 ) 埋葬・火葬の特例等

区は都と連携して、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保する。

さらに、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

( 9 ) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。

（ 1 0 ） 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、区は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

5 都市機能の維持

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発活動を推進する。

## 第4章 各段階における対策

### 1 未発生期

#### < 状態 >

新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### < 目的 >

- 1 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 2 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

#### < 対策の考え方 >

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、東京都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、区民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### (1) サーベイランス・情報収集

##### ア サーベイランス

あらかじめ都から示される新型インフルエンザ等発生時のサーベイランスの具体的な実施方法、時期に従いサーベイランスを適切に実施することができるよう、準備する。【健康部】

##### イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表やインターネット等を活用して海外で発生している鳥等の動物のインフルエンザに関する情報を収集する。【健康部】

#### (2) 情報提供・共有

##### ア 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報と感染様式（飛沫感染及び接触感染）、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について、ホームページ等の広報媒体により周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱がおきないように普及啓発を行う。発生した場合は、区からの情報に従って医療機関の受診をすることを周知するとともに、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。高齢者、障がい者、外国人等については、きめ細かく情報提供を行う。【総務企画部、福祉部、健康部】

イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対し、区の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

教育委員会は、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。【総務企画部、健康部、教育委員会事務局】

(3) 区民相談

関係各部が連携して、多種多様な区民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた体制整備を図る。【健康部、関係各部】

(4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の普及を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。【健康部、関係各部】

感染が疑わしい場合は、相談センターに連絡し、医療機関を受ける際の注意事項についての助言を受けるなどして、医療機関を受診すること、体調が思わしくない場合には外出を控えることなどの、基本的な感染拡大防止のための個人の取組みについて、区民への周知に努める。【健康部】

(5) 予防接種

国及び都は、都内においてワクチンを円滑に供給できる体制を構築する。

ア 特定接種

国が行う特定接種の登録作業等について国や都から要請を受けた場合、必要に応じて協力する。【健康部】

国の協力依頼に基づき、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。【健康部】

特定接種対象業務に従事する区職員の接種体制を構築する。【健康部】

イ 住民接種

特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、区民に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。また、円滑な接種の実施のために、国及び都の技術的支援を受けて、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するよう努める。【総務企画部、健康部】

(6) 医療

ア 医療体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生に備え、医療提供体制の整備に努める。

また、感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して、人工呼吸管理が必要な患者や小児の重症患者の受け入れなどの課題について検討し体制整備に努める。

区内の医療機能維持の観点から、がん医療、透析医療、産科医療等の新型インフル

エンザ等発生時においても欠かすことのできない医療を継続するため必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の治療を原則行わない医療機関の設定を都と連携して検討する。【健康部】

イ 新型インフルエンザ専門外来

区は、海外発生期から都内発生早期に、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの間、経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来として都が指定する医療機関に対し、都と共に必要な支援を行う。【健康部】

ウ 感染症入院医療機関

区は、都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ感染症入院医療機関として登録している病床、病棟の利用計画、感染拡大防止策、業務継続計画（BCP）等を定めた医療機関を把握し、都とともに必要な支援を行う。【健康部】

エ 一般医療機関等

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関等は、院内感染防止への備えが必要である。そのため、院内感染防止の取り組みの必要性を周知することにより受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の動線等の分離を図る体制を整えるとともに个人防护具（PPE）などの備蓄を促進する。【健康部】

オ 医薬品・医療資器材の確保等

都は、積極的疫学調査に従事する職員が使用する个人防护具や抗インフルエンザ薬等の備蓄を行う。なお、積極的疫学調査を緊急に行う必要が出た場合に備えて、区も緊急対応分を備蓄する。【健康部】

抗インフルエンザウイルス薬については、都が、都民の6割に相当する量を目標に、計画的かつ安定的に備蓄することとなっている。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

在宅の高齢者、障がい者等の要援護者について事前に把握し新型インフルエンザ等の発生時の区民生活の安全確保のため準備を行う。【福祉部】

また、火葬場の火葬能力について把握検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を準備する。【区民生活部】

(8) 都市機能の維持

警察、消防と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に区民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備を行う。【区民生活部、関係各部】

資料 < 平常時（新型インフルエンザ等発生前）から実施するサーベイランス >  
平常時、荒川区保健所等が通年実施するサーベイランスは、以下のとおりである。

インフルエンザサーベイランス（患者発生サーベイランス）

保健所及び都内インフルエンザ定点医療機関（419医療機関（平成25年4月現在））が連携し、感染症法に基づくインフルエンザ定点サーベイランスを実施する。

ウイルスサーベイランス（病原体サーベイランス）

保健所及び都内病原体定点医療機関（41医療機関（平成25年4月現在））は、感染症法に基づくウイルスサーベイランスを実施する。

東京都健康安全研究センターは、都内病原体定点医療機関から搬入されたインフルエンザウイルスの型分類を行い、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬に対する耐性の有無、病原性・感染力に関わる遺伝子変異の有無などについて調べる。

東京感染症アラート

鳥インフルエンザ（H5N1）等の発生を早期に発見し、患者への適切な医療提供とウイルスの封じ込め対策を的確に行うため、都内医療機関は、鳥インフルエンザ（H5N1）等の感染症が疑われる患者の診療を行った場合は、最寄りの保健所に報告する。検査基準に該当する場合、区は東京都健康安全研究センターに依頼して緊急検査としてウイルス遺伝子検査を実施する。

インフルエンザ様疾患発生報告（学校等）/感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）

保健所は、都と連携して、学校、幼稚園及び保育所におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業実施の状況を把握する。

また、保健所は、厚生労働省の通知（健発第0222002号・平成17年2月22日付）に基づく社会福祉施設における感染症等の集団発生報告を受け集約する。

インフルエンザ入院サーベイランス（重症患者サーベイランス）

保健所及び都内基幹定点医療機関（25医療機関（平成25年4月現在））は、感染症法に基づくインフルエンザ入院サーベイランスを実施する。

クラスター（集団発生）サーベイランス

集団発生報告があった時に、保健所は、都及び学校・施設等と連携し、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生ウイルスにおける型を調べる。このウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人（週）を超えるまで継続する。

また、小康期においても第二波に備えて実施する。

上記のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ等の発生や流行状況にあわせて、以下のサーベイランスを追加実施する。

< 臨時で実施する新型インフルエンザ等のサーベイランス >

東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

都は、海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。

## 2 海外発生期

### < 状態 >

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

### < 目的 >

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、区内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 区内発生に備えて体制の整備を行う。

### < 対策の考え方 >

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、区内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、区内発生に備え、区内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。
- 5 検疫等に協力し、区内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、区民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、区内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### (1) サーベイランス・情報収集

#### ア サーベイランス

新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り遅らせるとともに、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、都と連携して、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、患者の全数把握に努める。

帰国者や接触者以外の患者を早期に探知するため、保育所や学校等における集団発生の探知を強化するために、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、臨時のサーベイランスを行う。【対策健康部】

都は、東京感染症アラートに基づき、感染症アラートの検査基準に該当する、新型インフルエンザが疑われる患者の全員についてウイルス検査する。また、ウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サーベイランスを実施する。

#### イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表やインターネット等を活用して海外で

発生している新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。【対策総務企画部、対策健康部】

## (2) 情報提供・共有

### ア 区民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用して広報を行う。高齢者や障がい者、外国人等に対しては、きめ細かく情報提供を行う。【対策総務企画部、対策福祉部、対策健康部】

府県対策本部及び都対策本部が設置された場合には、速やかに区対策本部を設置して、新インフルエンザ等の発生を周知するとともに、発生国への渡航者、発生国からの帰国者への注意喚起及び区民への感染予防策の励行を呼びかける。また、個人レベルでの感染予防策や、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、専門外来を受診すること。）等についての周知を強化する。【対策総務企画部、対策健康部】

発生状況などについてWHOや国の最新情報を、区のホームページなどの広報媒体のほか、関係機関の協力を得て、区民や事業者に情報提供し、発生国への渡航者や発生国からの帰国者に注意喚起を行う。

都と区が事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、また政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を発した場合は、必要に応じて特措法に基づき施設の使用制限や催物の開催制限の要請等を都が要請する可能性があることを周知し、理解を求める。

【対策総務企画部、対策関係各部】

### イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対して、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに国内の発生に備えた協力を依頼する。【対策健康部】

## (3) 区民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、都の要請により保健所に相談センターを開設する。

新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、夜間・休日においても、都内保健所が共同で相談センターを設置し、輪番体制で相談対応を行う。

区は、相談センター利用の周知に努める。【対策健康部】

## (4) 感染拡大防止

### ア 区民、事業者等感染拡大防止策の準備

区民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に予防策

等の徹底を呼びかける。【対策総務企画部、対策健康部】

保健所は、区内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。【対策健康部】

国内での発生以降、発生段階に応じた国の基本的対処方針を踏まえ、区は事業者や区民に対し、施設利用者の手洗い、発熱等の症状がある利用者の入場制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。【対策総務企画部、対策関係各部】

政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を発した場合は、都が、施設の使用及び催物の開催を制限又は停止するよう要請し、また都民への外出自粛等要請を行う場合もあること、また、これに伴い平常時と比べ一部のサービスが低下することを区民に周知し、理解と協力を求める。【対策総務企画部、対策関係各部】

#### イ 学校等感染拡大防止策の準備

学校、保育園等では、区内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行う。【対策教育委員会事務局、対策子育て支援部】

区立学校は、「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」に準じて、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認するとともに、区内での発生に備え、国の基本的対処方針等を踏まえ、臨時休業の基準を再確認する。【対策教育委員会事務局】

区立学校における感染予防策について、必要に応じ、対策教育委員会や、私立学校に情報提供し、準備を依頼する。

また、区立保育園における感染予防策について、私立の保育施設に情報提供し、準備を依頼する。【対策子育て支援部】

#### ウ 水際対策

区は、海外からの新型インフルエンザ等の流入をできるだけ遅らせるため、検疫所から通報があった発生国からの入国者について、都と連携し健康観察を実施する。【対策健康部】

### (5) 予防接種

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種及び住民接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、方針を決定する。

国は、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、区は優先度の高い者から順に、関係者の協力を得て、接種を開始する。同時に、具体的な情報について区民等に積極的に情報提供を行う。【対策健康部】

#### ア 特定接種

区が行う特定接種が円滑に実施できるよう準備を進めるとともに、特措法28条に

基づき国から指示を受けた場合は、特定接種を実施する。【対策健康部】

イ 住民接種

区は、住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、公的施設を活用するほか、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、区内に居住する者を対象に集団的接種を行う。【対策健康部】

(6) 医療

区は、国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報を、医療機関に提供する。

区は都と連携して、専門外来の速やかな開設と新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れについて、感染症診療協力医療機関に要請する。

区は、国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関に周知し、該当する患者情報を直ちに保健所に連絡するよう依頼し、該当する者に、専門外来の受診を勧める。

専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体を速やかに提出し、保健所は東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果陽性と判明した場合、保健所は、感染症法に基づき、患者を入院勧告の対象とし、感染症指定医療機関に移送する。

なお、専門外来の受診者は、相談センターからの紹介に限定するため、区民には専門外来の開設場所については非公開とする。【対策健康部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける。【対策区民生活部、対策産業経済部、対策関係各部】

(8) 都市機能の維持

事業者等に対し、区内での発生に備え、事業継続のための準備を依頼する。【対策区民生活部、対策産業経済部、対策関係各部】

### 3 国内発生早期（都内未発生）

< 状態 >

東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

< 目的 >

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生に関する情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

< 対策の考え方 >

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

#### (1) サーベイランス・情報収集

##### ア サーベイランス

平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、都と連携して臨時のサーベイランスを行う。【対策健康部】

##### イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表やインターネット等を活用して新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集する。【対策健康部】

#### (2) 情報提供・共有

##### ア 区民及び事業者への情報提供

国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の対策の国内発生早期への移行について、区民、事業者、医療機関等に周知し、感染予防策の励行を呼びかける。

また、発生状況など国の最新情報を区民に情報提供し、相談体制等について、周知を図る。高齢者や障がい者、外国人等に対しては、きめ細かく情報提供を行う。【対策総務企画部、対策福祉部、対策健康部】

政府が緊急事態宣言を発した場合に施設の使用や催物の制限があり得ることについて都と連携して事前に周知する。【対策総務企画部、対策区民生活部生活部、対策関係各部】

##### イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対して、迅速かつ正確に情報提供を行うとともに都内の発生に備えた協力を依頼する【対策健康部】

#### (3) 区民相談

引き続き、相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。【対策健康部】

#### (4) 感染拡大防止

##### ア 区内での感染拡大防止策の準備

区民、事業者、学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼びかける。【対策福祉部、対策教育委員会事務局、対策関係各部】

感染リスクが高い施設に対して、都の方針に基づき、施設の使用制限、休業等の協力を呼びかける。また、区民に不要不急の外出の自粛を呼びかける。【対策総務企画部、対策関係各部】

##### イ 水際対策

発生地域への渡航自粛について、風評被害をおこさないよう留意しながら、区民に呼びかけるとともに、発生国からの入国者等に対し検疫所及び都と連携し健康観察を行う。【対策健康部】

#### (5) 予防接種

##### ア 特定接種

国及び都と連携し、特定接種に備えるとともに、特措法28条に基づき、政府対策本部の基本的対処方針により、区職員の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省の指示により、本人の同意を得て接種を実施する。【対策健康部】

##### イ 住民接種

区は、国が区民への接種順位に関する考え方、重症化しやすい者等、新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて接種順位を決定し、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会等の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。【対策健康部】

##### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

区は、国の基本対処方針の変更を踏まえ特措法第46条の規定に基づく予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を全区民に実施する。【対策健康部】

#### (6) 医療

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を医療機関に速やかに提供する。【対策健康部】

##### ア 新型インフルエンザ専門外来

専門外来にて、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。【対策健康部】

イ 感染症入院医療機関、一般医療機関等

区は、都と連携して、都内発生後の患者の増加に備え新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。【対策健康部】

新型インフルエンザ専門外来以外の一般医療機関に新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を行い診療するよう依頼する。【対策健康部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の安定供給、高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理について、区内での発生、流行に備えた準備を開始する。【対策関係各部】

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、価格高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける。【対策産業経済部】

都は、上下水道、都営交通、市場流通など、都民生活や経済活動を支える事業を継続できるよう、都内での発生、流行に備えた対応を準備する。【対策区民生活部】

(8) 都市機能の維持

区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、地域住民と連携して防犯活動を維持する。【対策区民生活部】

## 4 都内発生早期

### < 状態 >

都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

### < 目的 >

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### < 対策の考え方 >

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、区民生活及び区民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第実施する。

## (1) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランス

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。【対策健康部】

特に保育園や学校等における集団発生の把握を強化する。【対策健康部、対策子育て支援部、対策教育委員会事務局】

### イ 情報収集

国、都および関係機関等の会議、通知、発表やインターネット等を活用して新型インフルエンザ等に関する情報を引き続き収集する。【対策健康部】

## (2) 情報提供・共有

### ア 区民及び事業者への情報提供

都内での新型インフルエンザ等の発生を発表し、感染拡大防止のために予防策の励

行を区民に呼びかける。国内での発生状況、対策、相談体制等の最新の情報を、区のホームページのほか、関係機関等の協力を得て、区民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。高齢者や障がい者、外国人等に対しては、きめ細かく情報提供を行う。

【対策総務企画部、対策健康部、対策関係各部】

患者等の個人情報の取扱いについては、人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷、風評被害が起きないように留意する。【対策総務企画部】

事業者に対して、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。

また、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合は、都知事の権限で、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。【対策総務企画部】

#### イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対して迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。【対策健康部】

### (3) 区民相談

引き続き、相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行う。また区民、区内事業者からの保健医療に関する一般相談に対応する。【対策健康部】

健康相談以外の様々な問合せに対応し、寄せられた相談内容を庁内で共有する。【対策総務企画部、対策関係各部】

### (4) 感染拡大防止

#### ア 区民及び事業者における感染拡大防止策

区民及び事業者に対し、正確な情報を提供し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の感染予防策の励行や不要不急の外出の自粛を呼びかける。さらに、事業者に対し、従業員の健康管理、時差出勤の実施等を勧奨し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底を要請する。【対策健康部、対策産業経済部、対策関係各部】

都と緊密に連携し、区内における新型インフルエンザ等患者の発生時には、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。【対策健康部】

#### イ 学校及び施設等における感染拡大防止策

学校や保育園、高齢者施設等の社会福祉施設等に対して正確な情報を提供し感染予防策を徹底するよう呼びかける。また、区立施設において、率先して感染予防策を取り組むとともに、区の関連施設等に対して、同様の対応を要請する。

患者との接触者が通学または通所、通勤する学校や施設等について、感染拡大の恐れがある場合には、都の要請に基づき、区からも臨時休業を行うよう各設置者等に対して協力依頼する。【対策区民生活部、対策福祉部、対策教育委員会事務局、対策関係各部】

集団発生がおきた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。同じ地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。【対策健康部、対策教育委員会事務局、対策関係各部】

私立学校等に対して情報提供を行い、必要に応じて、臨時休業を行うよう設置者に呼びかける。【対策総務企画部、対策関係各部】

国の基本的対処方針等や感染の状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。【対策総務企画部、対策関係各部】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

区は、必要に応じ、都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等について区民等へ周知徹底を図る。【対策総務企画部、対策関係各部】

ウ 水際対策

発生地域への渡航自粛を区民に呼びかけるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所及び都との連携を強化する。【対策総務企画部、対策健康部】

(5) 予防接種

ア 特定接種

区職員等の対象者に対して接種の必要な場合、国及び都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。【対策健康部】

イ 住民接種

区はパンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を継続する。【対策健康部】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

区は、国の基本対処方針の変更を踏まえ特措法第46条の規定に基づく予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を全区民に実施する。【対策健康部】

(6) 医療

ア 新型インフルエンザ専門外来

区は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱、呼吸器症状を有する者に対し、専門外来における診療体制を継続する。

新型インフルエンザ等の病原性が低いことが判明するまでは、新型インフルエンザ等と診断された患者に対して、感染症法に基づき入院勧告を行い、感染症指定医療機関等に移送する。【対策健康部】

イ 一般医療機関等

国からの要請により、都と連携して、患者が増加してきた段階で専門外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう医療機関に依頼する。【対策健康部】

ウ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

区は国及び都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者、感染の恐れが高いものに対し、必要に応じ抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症状時の対応を行う。【対策健康部】

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

高齢者や障がい者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備えた準備を開始する。【対策福祉部、対策環境清掃部】

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける。【対策産業経済部】

都は、ライフライン等の維持に関する協力要請を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

都は、都民生活及び事業活動の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、区は、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有について努めるとともに、各相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を区対策本部で情報共有する。

イ 遺体に対する適切な対応

区は遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力が限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、安置する場所を確保し遺体の保存を適切に行う。【対策区民生活部】

(8) 都市機能の維持

区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、地域住民と連携して防犯活動を維持する。【対策区民生活部】

## 5 都内感染期

### < 状態 >

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

### < 目的 >

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 区民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

### < 対策の考え方 >

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、区民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、区民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

### < 保健医療に関する対策の細分類 >

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

( 1 ) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査も中止する。

地域での流行が拡大し患者報告数が増加した（定点医療機関当たり患者報告数 1 . 0 人（週）を超えた）時点で、都の指示に基づきクラスターサーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。入院サーベイランスにより、重症化リスクの程度を把握し、重症者及び死亡者に限定した情報収集を行う。【対策健康部】

( 2 ) 情報提供・共有

ア 区民及び事業者への情報提供

医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関の受診方法等を区民等に周知する。【対策総務企画部、対策健康部】

また、発生状況等の最新の情報提供を行い、感染予防策の徹底等について、多様な広報手段を活用して周知するとともに、区民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控え、感染拡大防止策の一層の協力を呼びかける。

さらに、食料・生活必需品等に関する情報提供を行い、社会不安の解消及び風評等による混乱防止を図る。

高齢者や障がい者、外国人等に対してはきめ細かく情報提供を行う。【対策総務企画部、対策福祉部、対策健康部、対策産業経済部、対策関係各部】

患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、風評被害をおこさないよう留意する。【対策総務企画部、対策健康部】

事業者に対して、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防の呼び掛け、催物等の自粛等を呼びかける。【対策産業経済部】

イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換などの新たな対応や方針について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を見込んだ事業、診療の継続を要請する。【対策健康部】

( 3 ) 区民相談

専門外来の終了に伴い、相談センターは専門外来への振り分けを終了する。引き続き、相談センターで区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況の変化に応じて変更していく。【対策健康部】

また、区民や事業者等に向けて、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業についての相談体制を構築する。【対策区民生活部、対策産業経済部、対策関係各部】

新型インフルエンザ等の発生により、施設の利用やイベントの開催等が変更になった

ものについては、ホームページに情報を掲載するなど、利用者への周知を図る。【対策区民生活部、対策関係各部】

#### (4) 感染拡大防止

都内感染期へ移行した段階で、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、区民や事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の感染予防策を強く勧奨する。また、時差出勤、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を事業者に要請する。

集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼びかける。【対策総務企画部、対策区民生活部、対策産業経済部、対策関係各部】

区民に、感染拡大防止の措置や感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。【対策総務企画部】

学校や福祉施設（通所）等の臨時休業を都が各設置者等に要請した場合は、速やかに周知を図る。【対策福祉部、対策教育委員会事務局】

##### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

区は、必要に応じ、都が行う不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請等について区民等へ周知徹底を図る。【対策総務企画部、対策関係各部】

#### (5) 予防接種

##### ア 特定接種

区職員等の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携して特措法28条に基づく接種を継続する。【対策健康部】

##### イ 住民接種

緊急事態宣言がされていない場合には、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【対策健康部】

##### 【緊急事態宣言がされている場合の措置】

区は、国の基本対処方針の変更を踏まえ特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を全区民に実施する。【対策健康部】

#### (6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関等で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。【対策健康部】

< 第一ステージ（通常の院内体制） >

新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医で診療を行うこと、重症者以外は在宅で療養することを、区民や医療機関等へ周知する。一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者について受け入れるよう、医療機関へ周知する。

< 第二ステージ（院内体制の強化） >

都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期等の特段の措置を講じるよう要請し都内の入院受け入れ体制の強化を図るとともに、医師会や薬剤師会に対し、重症患者の受け入れが可能な医療機関への支援を要請する。

< 第三ステージ（緊急体制） >

都は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えた場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関に要請するとともに、引き続き医師会や薬剤師会に対し支援を要請する。区は、医療機関や医師会等への連絡調整等必要に応じて協力する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

区は、国や都と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要が患者に対する医療の提供を行うため、都が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供する。

(7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

ア 区民生活を支える事業の継続

高齢者や障がい者等の要援護者への支援について、関係団体へ協力を依頼するとともに、介護事業者等に事業維持等を要請しながら進めていく。【対策福祉部】

食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、都と連携して消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。【対策産業経済部】

ごみ処理について、区による平常時と同様なごみ処理等の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、区民及び事業者にごみの排出抑制への協力を依頼する。【対策清掃環境部】

都は、ライフライン等の維持に関する協力要請を引き続き行う。

国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、区民の権利利益を保護する。【対策関係各部】

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

都は、都民生活及び事業活動の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、調査監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、区は、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有について努めるとともに、各相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を区対策本部で情報共有する。

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合は、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう依頼する。

また、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容する遺体を一時的に収容するため、安置する場所を確保し遺体の保存を適切に行う。【対策区民生活部】

( 8 ) 都市機能の維持

区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、災害発生への対応などの機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持する。【対策区民生活部】

## 6 小康期

### < 状態 >

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態  
大流行は一旦終息している状況

### < 目的 >

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

### < 対策の考え方 >

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## (1) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランス

平常時に実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する。【対策健康部】

### イ 情報収集

新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、学校等での集団発生について情報収集を行う。【対策健康部】

## (2) 情報提供・共有

### ア 区民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国や都の基本的対処方針の変更等を踏まえ、都が行う新型インフルエンザ等の第一波の終息発表を受け、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、感染予防策等の継続を呼びかける。【対策健康部】

高齢者や障がい者、外国人等に対しては、きめ細かく情報提供を行う。【対策総務企画部、対策福祉部】

### イ 関係機関への情報提供

医療機関等に対し、患者発生の状況や国や都の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し「小康期」への移行を図る。【対策総務企画部】

第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備

等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。【対策総務企画部、対策健康部】

( 3 ) 区民相談

相談センターは、状況に応じて縮小・終了する。また、夜間休日の一般相談も終了する。通常業務において区民等からの一般相談に対応する。【対策健康部】

( 4 ) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除しそれまでの発生状況を踏まえ、新たな発生や流行に備え必要な体制を整備する。【対策総務企画部、対策関係各部】

( 5 ) 予防接種

第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。【対策健康部】

( 6 ) 医療

国及び都と連携して、医療機関等に対して平常の医療サービスが提供できる体制への復帰を呼びかける。第二波に備え医薬品・医療用資器材等の備蓄状況確認・準備を呼びかける。【対策健康部】

( 7 ) 区民生活及び経済活動の安定の確保

区民、事業者に、平常時の生活への回復を呼びかける。【対策区民生活部、対策産業経済部、対策関係各部】

( 8 ) 都市機能の維持

行政機能をできるだけ速やかに平常時の水準に回復するよう努める。【対策関係各部】



平成 26 年 10 月発行

登録番号 (26) 0057

**荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画**

編集・発行 荒川区 健康部保健予防課

〒116 - 8502 荒川区荒川2 - 11 - 1

電話03(3802)3111(代表)

